

経営状況の変化を
早期発見！

モニタリング強化型 特別保証



物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要に応えることで、資金繰りの円滑化を図る制度です。

中小企業者と認定支援機関との連携の下、定期的なモニタリングを通じて経営状況の変化の予兆を早期に捉え、経営支援等を行うことで経営力の向上に資することを目的としています。

✓お申込みいただける方

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

✓信用保証料

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助	▲0.95	▲0.87	▲0.77	▲0.67	▲0.57	▲0.50	▲0.40	▲0.30	▲0.22



適用料率	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

※令和8年3月16日～令和9年3月31日申込受付分

全国統一保証制度
モニタリング強化型特別保証

和歌山県制度
経営支援資金(予兆管理枠)

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面:「[モニタリング強化型特別保証制度資格要件確認書](#)」を提出している中小企業者。

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

資金使途

事業資金(運転・設備・返済)

保証限度額

2億8,000万円(組合等の場合:4億8,000万円)
※全国統一保証制度と和歌山県制度及び複数の保証協会利用分を合算した保証限度額

経営支援資金(予兆管理枠)単体の融資限度額
8,000万円

保証割合

責任共有対象(80%保証)

保証料率

国の保証料補助によりお客様負担は下表のとおり
(補助前:0.45%~1.90% ⇒ 補助後:0.23%~0.95%)

※保証協会申込受付日が制度創設~令和9年3月31日の場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助	▲0.95	▲0.87	▲0.77	▲0.67	▲0.57	▲0.50	▲0.40	▲0.30	▲0.22
適用料率	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※令和9年4月以降については、補助の有無を含め未定

※中小企業信用保険法第21条各号に定める事由(貸借対照表を作成していない等)に該当する場合は、⑤区分の料率及び補助率を適用します。

※保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取り扱いを適用する場合、上記保証料率に0.25%もしくは0.45%上乗せ(無担保保険に限る)

※条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外

保証期間

一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内
※据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内

物的担保

必要に応じて徴求

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

貸付利率

金融機関所定利率

年1.9%以内

申込方法

金融機関経由に限る

県制度融資取扱金融機関経由に限る

取扱期間

令和8年3月16日~令和11年3月31日申込受付分

令和8年4月1日~令和11年3月31日申込受付分

(注)本資料の内容は、令和8年4月1日時点のものです。

また、ご利用にあたっては、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。